

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (広報広聴課)	66
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の解除… (循環型社会推進課)	66
○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… (食品衛生課)	66
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (食品衛生課)	67
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出…………… (農業施設管理課)	68
○土地改良区の役員の住所変更の届出…………… (農業施設管理課)	69
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	69
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可 (農業施設管理課)	69
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可 (農業施設管理課)	69
○土地改良区の連携管理保全計画の認可…………… (農業施設管理課)	69
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	69
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定 (2件) …… (治山課)	70
○景観計画の変更…………… (都市計画課)	70
○都市計画事業の認可…………… (都市環境課)	70
○都市計画事業の事業計画の変更の認可…………… (都市環境課)	72

道立病院告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	74
------------------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	74
○特定調達契約に係る入札の公告……………	75

告 示

北海道告示第213号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年4月28日

北海道知事 鈴木直道

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

令和8年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務 一式

2 落札を決定した日

令和8年4月17日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 総合商研株式会社

(2) 住 所 札幌市東区東苗穂2条3丁目4番48号

4 落札金額

164,178,300円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和8年2月24日付け北海道告示第78号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第214号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第4項の規定により、次の指定区域の指定を解除する。

令和8年4月28日

北海道知事 鈴木直道

1 指 定 番 号 第398号

2 指 定 の 区 域 中川郡幕別町字豊岡5番123、5番124

3 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

北海道告示第215号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年4月28日

北海道知事 鈴木直道

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和8年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加す

る者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 令和8年4月28日に一般競争入札の公告を行うトリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析装置一式（データ処理のためのワークステーションを含む。）の賃貸借契約
- (2) 資格 トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析装置一式（データ処理のためのワークステーションを含む。）の賃貸借に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物品等の種類 トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析装置一式（データ処理のためのワークステーションを含む。）

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 過去2年間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と試験検査機器の賃貸借に係る契約を1回以上締結し、履行している者であること。
- (2) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (3) 北海道が指定する期限及び場所に確実に納入し、設置・据付調整ができること。
- (4) 北海道内に本社、支店又は営業所等が所在していること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和8年5月1日（金）から同年6月5日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/syokuhin-index.html>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出すること

により行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5261

北海道告示第216号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年4月28日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析装置一式（データ処理のためのワークステーションを含む。）の賃貸借（1月当たりの単価） 6台分
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和8年12月1日から令和13年11月30日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和8年北海道告示第215号に規定するトリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析装置（データ処理のためのワークステーションを含む。）の賃貸借に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎塔屋共用2号会議室

(2) 入札日時 令和8年6月23日(火)午後2時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課のホームページ (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/syokuhin-index.html>) においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(2)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5261

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

A set of triple quadrupole gas chromatograph mass spectrometer 6 sets

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., June 23, 2026

C Contact : Food Hygiene Division, Bureau of Health and Safety, Department of Health and Welfare, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5261

北海道告示第217号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

令和8年4月28日

北海道知事 鈴木直道

南るもい土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	令和8.4.1	理事	林 寛治	留萌郡小平町字大楳154番地の4
同	同	同	福田 邦宏	同 郡小平町字沖内876番地2
同	同	同	田中 栄義	同 郡小平町字本郷760番地
同	同	同	西方 順一	同 郡小平町字住吉821番地
同	同	同	落田 義幸	同 郡小平町字小平町375番地の189
同	同	同	佐々木和幸	同 郡小平町字寧楽79番地
同	同	同	小野 圭一	留萌市末広町4丁目5番20号
同	同	同	中尾 淳	同 市住之江町2丁目22番地の5
同	同	同	加藤 奨	同 市潮静2丁目3番地の6
同	同	監事	佐藤 剛信	同 市東雲町2丁目116番地の29
同	同	同	吉本 秀樹	小平町字小平町372番地178
退任	令和8.3.31	理事	林 寛治	留萌郡小平町字大楳154番地の4
同	同	同	福田 邦宏	同 郡小平町字沖内876番地の2
同	同	同	田中 栄義	同 郡小平町字本郷760番地
同	同	同	西方 順一	同 郡小平町字住吉821番地
同	同	同	落田 義幸	同 郡小平町字小平町375番地の189
同	同	同	高野 善孝	同 郡小平町字寧楽1057番地の2
同	同	同	滝本 稔	留萌市大字留萌村字留萌原野19線17番地の5
同	同	同	小野 圭一	同 市末広町4丁目5番20号
同	同	同	浮田 浩行	同 市大字留萌村字留萌原野10線8番地の1
同	同	監事	高野 謙市	留萌郡小平町字小平町372番地の172
同	同	同	佐藤 剛信	留萌市東雲2丁目85番地の6

知内土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	令和8.4.8	理事	寺尾 正弘	上磯郡知内町字重内33番地142
同	同	同	脇本 昌樹	同 郡知内町字元町45番地29
同	同	同	木村 一	同 郡知内町字森越104番地19
同	同	同	辻田るみ子	同 郡知内町字重内66番地310
同	同	同	大嶋 貢	同 郡知内町字重内65番地
同	同	同	中村 巧	同 郡知内町字森越43番地26
同	同	同	飯田 達治	同 郡知内町字上雷39番地

同	同	監	事	南 茂敏	同	郡知内町字重内74番地153	
同	同	同		櫛引 光宏	同	郡知内町字森越103番地	
退	任	令	理	事	寺尾 正弘	同	郡知内町字重内33番地142
同	同	同		大嶋 貢	同	郡知内町字重内65番地	
同	同	同		木村 一	同	郡知内町字森越104番地19	
同	同	同		松崎三喜彦	同	郡知内町字上雷25番地	
同	同	同		南 茂敏	同	郡知内町字重内74番地153	
同	同	同		伊藤 勝夫	同	郡知内町字重内66番地	
同	同	同		中村 巧	同	郡知内町字森越43番地26	
同	同	同		飯田 達治	同	郡知内町字上雷39番地	
同	同	監	事	丸山 正浩	同	郡知内町字重内31番地48	
同	同	同		脇本 昌樹	同	郡知内町字元町45番地29	
同	同	同		櫛引 光宏	同	郡知内町字森越103番地	

北海道告示第218号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項後段の規定により、次のとおり土地改良区の役員の住所変更の届出があった。

令和8年4月28日

北海道知事 鈴木直道

北海土地改良区

理事・監事の別	氏名	住所	変更前	変更後
理事	石尾 文宏	岩見沢市北村大願480番地8	岩見沢市4条東13丁目4番地	アスコットA202号

雨竜土地改良区

理事・監事の別	氏名	住所	変更前	変更後
理事	高田 芳敬	雨竜郡雨竜町字中島64番地184	雨竜郡雨竜町字中島701番地181号	

北海道告示第219号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年4月28日

北海道知事 鈴木直道

認可年月日 土地改良区名

令和8.4.14	北竜土地改良区
令和8.4.16	江差土地改良区
	上ノ国土地改良区
	厚沢部土地改良区
	てしおがわ土地改良区
令和8.4.17	北海土地改良区
	深川土地改良区
	神竜土地改良区

北海道告示第220号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、江差土地改良区が管理する鶉頭首工に係る管理規程の変更を認可した。

令和8年4月28日

北海道知事 鈴木直道

認可した管理規程の概要

鶉頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第221号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、浦臼土地改良区が管理する総富地頭首工に係る管理規程の廃止を認可した。

令和8年4月28日

北海道知事 鈴木直道

廃止した管理規程の概要

総富地頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第222号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11第1項の規定により、令和8年4月17日、神竜土地改良区の連携管理保全計画を認可した。

令和8年4月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第223号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和8年4月28日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林の所在場所 稚内市宗谷岬528の1・528の2・626・大字宗谷村字珊内165
(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第224号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和8年4月28日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 稚内市大字宗谷村字珊内165地先（国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第225号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和8年4月28日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 島牧郡島牧村字豊平276の2（国有林。次の図に示す部分に限る）、110の1地先・110の1（以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第226号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により策定した北海道景観計画の一部を、次のとおり変更する。

その図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課並びに各総合振興局及び振興局の建設管理部建設行政室建設指導課及び産業振興部建設指導課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和8年4月28日

北海道知事 鈴木直道

- 変更箇所 別図 北海道景観計画区域図のとおり
- 変更日 令和8年5月1日

北海道告示第227号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第109条の3の規定に基づき、次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定による都市計画事業の認可をした。

令和8年4月28日

北海道知事 鈴木直道

- (1) 施行者の名称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画道路事業3・3・10号4条東鷹栖通
- (3) 事業施行期間 令和8年4月14日から令和14年3月31日まで

(4) 事業地	旭川市川端町4条4丁目及び9条西1丁目地内(新橋)	(2) 都市計画事業の種類及び名称	神楽小学校
2(1) 施行者の名称	旭川市	(3) 事業施行期間	令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
(2) 都市計画事業の種類及び名称	朝日小学校	(4) 事業地	旭川市神楽5条8丁目
(3) 事業施行期間	令和8年4月14日から令和14年3月31日まで	11(1) 施行者の名称	旭川市
(4) 事業地	旭川市5条通21丁目及び6条通21丁目	(2) 都市計画事業の種類及び名称	神楽岡小学校
3(1) 施行者の名称	旭川市	(3) 事業施行期間	令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
(2) 都市計画事業の種類及び名称	啓明小学校	(4) 事業地	旭川市神楽岡14条3丁目
(3) 事業施行期間	令和8年4月14日から令和14年3月31日まで	12(1) 施行者の名称	旭川市
(4) 事業地	旭川市南1条通22丁目及び南2条通22丁目	(2) 都市計画事業の種類及び名称	西御料地小学校
4(1) 施行者の名称	旭川市	(3) 事業施行期間	令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
(2) 都市計画事業の種類及び名称	北鎮小学校	(4) 事業地	旭川市西御料1条2丁目
(3) 事業施行期間	令和8年4月14日から令和14年3月31日まで	13(1) 施行者の名称	旭川市
(4) 事業地	旭川市春光6条6丁目	(2) 都市計画事業の種類及び名称	西神楽小学校
5(1) 施行者の名称	旭川市	(3) 事業施行期間	令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
(2) 都市計画事業の種類及び名称	高台小学校	(4) 事業地	旭川市西神楽北2条3丁目
(3) 事業施行期間	令和8年4月14日から令和14年3月31日まで	14(1) 施行者の名称	旭川市
(4) 事業地	旭川市春光台4条4丁目	(2) 都市計画事業の種類及び名称	近文第一小学校
6(1) 施行者の名称	旭川市	(3) 事業施行期間	令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
(2) 都市計画事業の種類及び名称	東五条小学校	(4) 事業地	旭川市東鷹栖3線10号
(3) 事業施行期間	令和8年4月14日から令和14年3月31日まで	15(1) 施行者の名称	旭川市
(4) 事業地	旭川市東5条5丁目	(2) 都市計画事業の種類及び名称	緑が丘小学校
7(1) 施行者の名称	旭川市	(3) 事業施行期間	令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
(2) 都市計画事業の種類及び名称	向陵小学校	(4) 事業地	旭川市緑が丘3条4丁目
(3) 事業施行期間	令和8年4月14日から令和14年3月31日まで	16(1) 施行者の名称	旭川市
(4) 事業地	旭川市住吉5条1丁目	(2) 都市計画事業の種類及び名称	陵雲小学校
8(1) 施行者の名称	旭川市	(3) 事業施行期間	令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
(2) 都市計画事業の種類及び名称	東町小学校	(4) 事業地	旭川市末広1条7丁目
(3) 事業施行期間	令和8年4月14日から令和14年3月31日まで	17(1) 施行者の名称	旭川市
(4) 事業地	旭川市豊岡3条1丁目及び豊岡4条1丁目	(2) 都市計画事業の種類及び名称	忠和小学校
9(1) 施行者の名称	旭川市	(3) 事業施行期間	令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
(2) 都市計画事業の種類及び名称	神居小学校	(4) 事業地	旭川市忠和4条4丁目
(3) 事業施行期間	令和8年4月14日から令和14年3月31日まで	18(1) 施行者の名称	旭川市
(4) 事業地	旭川市神居4条6丁目	(2) 都市計画事業の種類及び名称	緑新小学校
10(1) 施行者の名称	旭川市	(3) 事業施行期間	令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
		(4) 事業地	旭川市神楽岡4条5丁目

- 19(1) 施 行 者 の 名 称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 愛宕東小学校
- (3) 事業 施 行 期 間 令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
- (4) 事 業 地 旭川市豊岡7条9丁目
- 20(1) 施 行 者 の 名 称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 明星中学校
- (3) 事業 施 行 期 間 令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
- (4) 事 業 地 旭川市東5条1丁目
- 21(1) 施 行 者 の 名 称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 光陽中学校
- (3) 事業 施 行 期 間 令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
- (4) 事 業 地 旭川市豊岡2条1丁目及び豊岡3条1丁目
- 22(1) 施 行 者 の 名 称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 北門中学校
- (3) 事業 施 行 期 間 令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
- (4) 事 業 地 旭川市錦町15丁目、錦町16丁目及び錦町17丁目
- 23(1) 施 行 者 の 名 称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 東光中学校
- (3) 事業 施 行 期 間 令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
- (4) 事 業 地 旭川市東光8条2丁目
- 24(1) 施 行 者 の 名 称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 旭川中学校
- (3) 事業 施 行 期 間 令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
- (4) 事 業 地 旭川市東旭川南1条6丁目
- 25(1) 施 行 者 の 名 称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 西神楽中学校
- (3) 事業 施 行 期 間 令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
- (4) 事 業 地 旭川市西神楽南1条4丁目及び西神楽南2条4丁目
- 26(1) 施 行 者 の 名 称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 東鷹栖中学校
- (3) 事業 施 行 期 間 令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
- (4) 事 業 地 旭川市東鷹栖3条5丁目、東鷹栖4条4丁目及び東鷹栖4条5丁目
- 27(1) 施 行 者 の 名 称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 緑が丘中学校

- (3) 事業 施 行 期 間 令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
- (4) 事 業 地 旭川市緑が丘3条4丁目
- 28(1) 施 行 者 の 名 称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 東陽中学校
- (3) 事業 施 行 期 間 令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
- (4) 事 業 地 旭川市豊岡2条7丁目及び豊岡3条7丁目
- 29(1) 施 行 者 の 名 称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 永山南中学校
- (3) 事業 施 行 期 間 令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
- (4) 事 業 地 旭川市永山町5丁目
- 30(1) 施 行 者 の 名 称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 広陵中学校
- (3) 事業 施 行 期 間 令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
- (4) 事 業 地 旭川市末広2条7丁目
- 31(1) 施 行 者 の 名 称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 東明中学校
- (3) 事業 施 行 期 間 令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
- (4) 事 業 地 旭川市東光15条7丁目及び東光16条7丁目
- 32(1) 施 行 者 の 名 称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 愛宕中学校
- (3) 事業 施 行 期 間 令和8年4月14日から令和14年3月31日まで
- (4) 事 業 地 旭川市豊岡8条10丁目及び豊岡9条10丁目

北海道告示第228号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第109条の3の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定による認可をした事業について、次のとおり事業計画の変更を認可した。

令和8年4月28日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 施 行 者 の 名 称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画道路事業3・3・15号永隆橋通
- (3) 事業 施 行 期 間 令和7年5月14日から令和15年3月31日まで
- (4) 事 業 地 変更なし
- 2(1) 施 行 者 の 名 称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画道路事業3・3・17号新成橋通

(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和13年3月31日まで	(4) 事業地	変更なし
(4) 事業	変更なし	10(1) 施行者の名称	旭川市
3(1) 施行者の名称	旭川市	(2) 都市計画事業の種類及び名称	旭川市都市公園安全・安心対策事業2・2・252号旭神もみじ公園
(2) 都市計画事業の種類及び名称	旭川圏都市計画道路事業3・3・18号大雪通	(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和12年3月31日まで
(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和16年3月31日まで	(4) 事業地	変更なし
(4) 事業地	変更なし	11(1) 施行者の名称	旭川市
4(1) 施行者の名称	旭川市	(2) 都市計画事業の種類及び名称	旭川市都市公園安全・安心対策事業4・4・3号東部中央公園
(2) 都市計画事業の種類及び名称	旭川市都市公園安全・安心対策事業2・2・183号つばめ公園	(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和12年3月31日まで
(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和12年3月31日まで	(4) 事業地	変更なし
(4) 事業地	変更なし	12(1) 施行者の名称	旭川市
5(1) 施行者の名称	旭川市	(2) 都市計画事業の種類及び名称	旭川市都市公園安全・安心対策事業2・2・84号東光やまぶき公園
(2) 都市計画事業の種類及び名称	旭川市都市公園安全・安心対策事業2・2・7号豊岡第4公園	(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和12年3月31日まで
(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和12年3月31日まで	(4) 事業地	変更なし
(4) 事業地	変更なし	13(1) 施行者の名称	旭川市
6(1) 施行者の名称	旭川市	(2) 都市計画事業の種類及び名称	旭川市都市公園安全・安心対策事業4・4・2号新富公園
(2) 都市計画事業の種類及び名称	旭川市都市公園安全・安心対策事業4・4・7号永山中央公園	(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和12年3月31日まで
(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和12年3月31日まで	(4) 事業地	変更なし
(4) 事業地	変更なし	14(1) 施行者の名称	旭川市
7(1) 施行者の名称	旭川市	(2) 都市計画事業の種類及び名称	旭川市都市公園安全・安心対策事業2・2・123号永山からまつ公園
(2) 都市計画事業の種類及び名称	旭川市都市公園安全・安心対策事業2・2・126号永山もくれん公園	(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和12年3月31日まで
(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和12年3月31日まで	(4) 事業地	変更なし
(4) 事業地	変更なし	15(1) 施行者の名称	旭川市
8(1) 施行者の名称	旭川市	(2) 都市計画事業の種類及び名称	旭川市都市公園安全・安心対策事業2・2・235号永山あずま公園
(2) 都市計画事業の種類及び名称	旭川市都市公園安全・安心対策事業9号北光ふれあいの森	(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和12年3月31日まで
(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和12年3月31日まで	(4) 事業地	変更なし
(4) 事業地	変更なし	16(1) 施行者の名称	旭川市
9(1) 施行者の名称	旭川市	(2) 都市計画事業の種類及び名称	旭川市都市公園安全・安心対策事業5・6・1号春光台公園
(2) 都市計画事業の種類及び名称	旭川市都市公園安全・安心対策事業3・3・4号神陵公園	(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和12年3月31日まで
(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和12年3月31日まで		

(4) 事業地	変更なし
17(1) 施行者の名称	旭川市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	旭川市都市公園安全・安心対策事業2・2・14号しらぎく公園
(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和12年3月31日まで
(4) 事業地	変更なし
18(1) 施行者の名称	旭川市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	旭川市都市公園安全・安心対策事業2・2・22号六合公園
(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和12年3月31日まで
(4) 事業地	変更なし
19(1) 施行者の名称	旭川市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	旭川市都市公園安全・安心対策事業5・5・3号神楽岡公園
(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和12年3月31日まで
(4) 事業地	変更なし
20(1) 施行者の名称	旭川市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	旭川市都市公園安全・安心対策事業2・2・59号緑が丘北公園
(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和12年3月31日まで
(4) 事業地	変更なし
21(1) 施行者の名称	旭川市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	旭川市都市公園安全・安心対策事業2・2・57号緑が丘西公園
(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和12年3月31日まで
(4) 事業地	変更なし
22(1) 施行者の名称	旭川市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	旭川市都市公園安全・安心対策事業5・5・4号忠和公園
(3) 事業施行期間	令和7年5月14日から令和12年3月31日まで
(4) 事業地	変更なし

道立病院告示

北海道立緑ヶ丘病院告示第22号

次のとおり一般競争入札により随意契約の相手方を決定した。
令和8年4月28日

北海道立緑ヶ丘病院長 林 公 人

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
北海道立緑ヶ丘病院庁舎清掃洗濯電話交換業務 一式
- 随意契約の相手方を決定した日
令和8年3月23日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 東京美装北海道株式会社
(2) 住所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地
- 随意契約に係る契約金額
45,826,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道立緑ヶ丘病院総務課
(2) 所在地 河東郡音更町緑が丘1番地

道警察本部告示

北海道警察本部告示第254号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）の適用を受ける。

令和8年4月28日

北海道警察本部長 友井昌宏

- 資格及び調達をする物品等の種類
令和8年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。
(1) 契 約 令和8年4月28日に一般競争入札の公告を行う通信指令室大

型表示システムの賃貸借契約

- (2) 資格 通信指令室大型表示システムの賃貸借に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物品等の種類 通信指令室大型表示システム
- 2 資格要件
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
- (1) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしている機器を供給可能な者であること。
- (2) 当該調達をする物品等に関し、保守対応が可能であること。
- 3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和8年4月28日（火）から同年5月18日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道警察本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ、エ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。
- 5 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2240

北海道警察本部告示第255号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年4月28日

北海道警察本部長 友井昌宏

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
通信指令室大型表示システムの賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和9年3月1日から令和18年2月29日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
令和8年北海道警察本部告示第254号に規定する通信指令室大型表示システムの賃貸借に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入札日時 令和8年6月29日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月26日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道警察本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定

後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。)

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2240

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Audiovisual system 1 set
 - B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., June 29, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 26, 2026)
 - C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police
Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2240
-